

意匠分類記号	意匠分類の名称
F4 - 710	包装用容器

対応する旧意匠分類		移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品
F4 - 50	一	包装用容器
F4 - 50A	全	包装用容器(変形柱形)
F4 - 50AA	全	包装用容器(変形柱形・模様付き)
F4 - 510	一	包装用瓶
F4 - 511	一	提げ手付き包装用瓶
F4 - 511A	一	提げ手付き包装用瓶(模様付き)
F4 - 52	一	包装用缶
F4 - 52A	全	包装用缶(変形柱形)
F4 - 52AA	全	包装用缶(変形柱形・模様付き)
F4 - 530	一	包装用箱
F4 - 530A	全	包装用箱(変形柱形)
F4 - 530AA	全	包装用箱(変形柱形・模様付き)
F4 - 531	一	提げ手付き包装用箱
F4 - 531A	全	提げ手付き包装用箱(変形)
F4 - 531AA	全	提げ手付き包装用箱(変形・模様付き)
F4 - 531B	一	提げ手付き包装用箱(直方体形)
F4 - 531BA	一	提げ手付き包装用箱(直方体形・模様付き)
F4 - 532	一	陳列型包装用箱
F4 - 532A	一	陳列型包装用箱(ふた折返し表示型)
F4 - 532B	一	陳列型包装用箱(吊り下げ型)
F4 - 533	一	有孔型包装用箱
F4 - 533A	全	有孔型包装用箱(変形)
F4 - 533AA	全	有孔型包装用箱(変形・模様付き)
F4 - 56	一	包装用かご
参考分類・参考物品		
分類記号		分類の名称 または 物品の名称
B7 - 0100		化粧品入れ
B7 - 020		化粧用具入れ
C0 - 112		装身具整理用具
C0 - 12		小物整理皿
C3 - 3700		ごみ箱
C4 - 13		洗眼器及び点眼器
C4 - 24		ティッシュペーパー容器等
C4 - 3100		脱臭器等
C5 - 2100		食卓用皿及び食卓用鉢
C5 - 3100		液体つぎ又は液体保存用容器
C5 - 3150		水筒
C5 - 3200		食品用ふた物等
C5 - 4510		調理用漬物器
E1 - 430		容器おもちゃ
F2 - 125		インクつぼ
G1 - 500		運搬用容器等
G1 - 501		運搬用容器
J7 - 100		医療用品等

再掲載指示

分類記号

分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品

包装用容器

包装用瓶

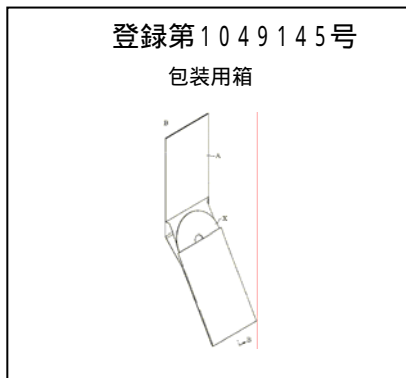
包装用缶

包装用箱

包装用かご

定義

1. 包装用容器とは、商品を販売したり、展示、保管、運搬するにあたって、その商品を一時的に収納してその商品の状態を保護するために施される金属、ガラス、木、紙、プラスチック等の瓶、缶、箱などの一定の形態を保つ剛性に富む、反復使用を目的としない使い捨てられるような容器です。
2. この分類には、以下に分類されるF4 - 711包装用容器(直方体型) ~ F4 - 770包装用容器(押しチューブ型)に含まれないものが入ります。



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

1. C4 - 13点眼器との関係

目薬として眼にさすための点眼器として使用されるものは、C4 - 13に付与されます。

出願にあたっては、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載によって分類します。

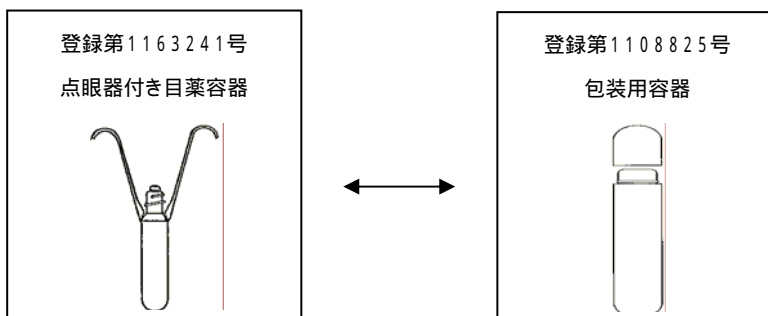
「点眼器」「点眼容器」「目薬容器」の記載は、C4 - 13に入ります。

「包装用容器」の記載は、F4 - 7台の包装用容器等に入ります。

なお、願書の「意匠に係る物品」の記載において、「包装用容器」となっていたとしても、願書の記載によって点眼器として使用する旨又は願書添付の図面の「使用の状態を示す参考図」によって、点眼器として使用されることが明らかに特定できるものについては、C4 - 13が付与されます。

C4 - 13点眼器

F4 - 70包装用容器



2. C4 - 3100脱臭器、芳香器等との関係

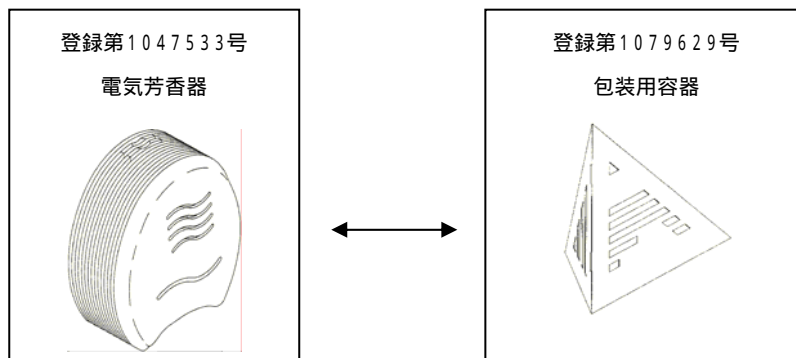
脱臭器、芳香器等として使用されるものは、C4 - 3100に付与されます。

出願にあたっては、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載によって分類します。

なお、願書の「意匠に係る物品」の記載において、「包装用容器」となっていたとしても、願書の記載によって脱臭器や芳香器として使用する旨又は願書添付の図面の「使用の状態を示す参考図」によって脱臭器や芳香器として使用されることが明らかに特定できるものについては、C4 - 3100が付与されます。

C4 - 3100脱臭器、芳香器

F4 - 710包装用容器



注、説明無し

3. C5 - 3200 食品用ふた物、食品用保存瓶、弁当箱等との関係

反復の使用に適した堅牢な容器は、C5 - 3200 食品用ふた物に付与し、使いきりの比較的簡易な容器は、F4 - 7台の包装用容器に付与します。

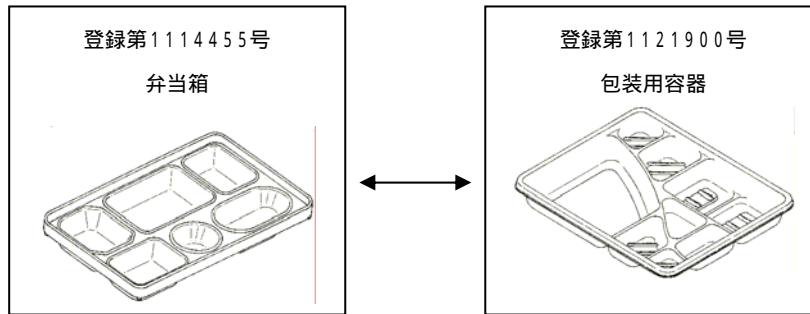
願書の「意匠に係る物品」の欄の記載によって分類します。

「飲食用容器」「食品用保存容器」「弁当用容器」の記載は、C5 - 3200に入ります。

なお、願書の「意匠に係る物品」の記載において、「包装用弁当容器」「弁当用包装容器」「包装用弁当箱」のように包装用と特定できるもの、又は、願書の「意匠に係る物品の説明」の記載において、使い捨てである旨等の説明により包装用と特定できるものについては、F4の包装用とします。

C5 - 3200 弁当箱

F4 - 7140 包装用容器



4. F4 - 400 包装用袋 ~ F4 - 46 折り畳み包装用袋との関係

商品の販売にあたって、その商品を保護するため、柔軟な材料で作られ、内容物を収めて初めて立体形状を保つ容器である包装用袋は、ここには含まれず、F4 - 400 包装用袋 ~ F4 - 46 折り畳み包装用袋に入れます。

5. G1 - 500 運搬用容器等、G1 - 501 運搬用容器との関係

「包装用容器」「運搬用容器」の各々の用途によって付与されます。

「包装用容器」は、商品を販売したり、展示、保管、運搬するにあたって、その商品を一時的に収納してその商品の状態を保護するための容器であって、反復使用を目的としない使い捨てられるような容器です。

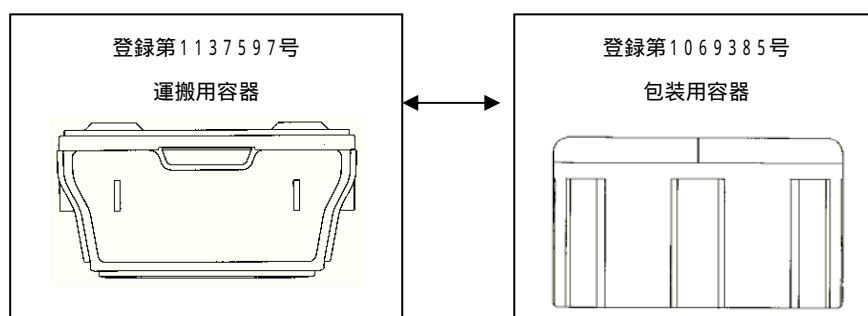
「運搬用容器」は、商品を運搬することを主目的とする反復使用に適する堅牢な輸送用容器です。

出願にあたっては、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載によって分類します。

なお、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄の記載又は願書の添付図面の記載において、願書の「意匠に係る物品」の記載と一致しない、明らかに他に特定できる用途が示されているものについては、その用途に基づいて分類します。

G1 - 501 運搬用容器

F4 - 710 包装用容器



6. J7 - 100 医療用品等との関係

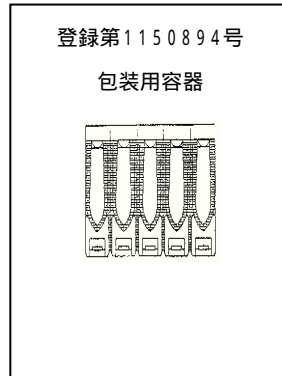
「医療用品」と取り扱われる中には、医療設備において手術、診断、治療、機能回復のために直接患者に使用される医療機器、医薬品及び設備品の一部として利用される容器が含まれます。一方、「包装用容器」には、医療現場で使用されることがあっても、単に内容物である薬液等を一時的に保護するための、反復使用をしない使い捨てられる容器が含まれます。出願にあたっては、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載によって分類します。

なお、願書の「意匠に係る物品」の記載において、「包装用容器」となっていたとしても、願書の記載によって医療用品として使用される旨又は願書添付の図面の「使用の状態を示す参考図」によって医療用品として使用されることが明らかに特定できるものについては、J7 - 100 が付与されます。

F4 - 7台の包装用容器に入ります。



注、薬液を収納



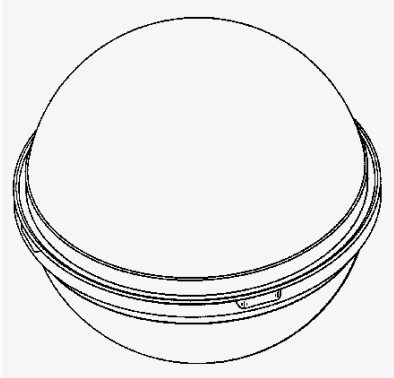
注、座剤の包装用容器



分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

1. この分類には、以下の分類に付与されるF4 - 711包装用容器(直方体型) ~ F4 - 770包装用容器(押しチューブ型)が優先して付与され、それに該当しない包装用容器が入ります。
- 2.

登録 1174081 号 包装用容器



球状のものは F4-710 に分類する

過去に分類した物品の名称

包装用容器	包装用瓶	包装用缶
包装用箱	食品包装用容器	飲料用缶
カレンダー付き包装用箱		